

## 障害児福祉計画（第2期）の策定について

### 茨木市総合保健福祉計画 （第2次） 【中間見直し】（案）

- ◇地域福祉計画（第3次）【中間評価・見直し】
- ◇高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）  
【策定】
- ◇障害福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）【策定】
- ◇健康いばらき21・食育推進計画（第3次）【中間評価】

令和●年（202●年）●月

茨 木 市

# 目次

## 第1編 茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】

第1章 計画の策定・見直しに当たって	3
第1節 計画策定・見直しの趣旨	3
第2節 計画の位置付け・関連性	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画策定・見直しまでの取組	6
第5節 SDGs達成に向けた取組の推進	7
第2章 本市の介護保険被保険者・障害者の状況	8
第3章 計画の基本方針	22
第1節 計画の理念、目標及び施策体系	22
第2節 包括的支援体制の推進	24
第2編 分野別計画	
第1章 茨木市地域福祉計画（第3次）・茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次）【中間評価・見直し】	31
第1節 計画の中間評価、見直しについて	31
第2節 地域福祉計画（第3次）【中間見直し部分】	41
第2章 茨木市高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）	43
第1節 前計画の評価と課題	43
第2節 高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）	64
第3節 介護給付サービス等の見込み量	92
第3章 茨木市障害者施策に関する第4次長期計画・茨木市障害福祉計画（第6期）・茨木市障害児福祉計画（第2期）	111
第1節 前計画の評価と課題	113
第2節 障害福祉計画（第6期）	135
第3節 障害児福祉計画（第2期）	158
第4章 健康いばらき21・食育推進計画（第3次）【中間評価】	175
資料編	179

## 第3節 障害児福祉計画（第2期）

### 1 第2期計画の目標設定と実現に向けた取組

障害児支援の提供体制の確保に当たっては、障害のある児童の地域社会への参加や包摂（インクルージョン）\*を推進することや、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を深める必要があることから、第1期計画での5つの視点を基本とした取組を継承します。

- |                              |
|------------------------------|
| ①乳幼児から成人期につなぐ切れ目のない地域支援体制の構築 |
| ②保育、教育、医療等の関係機関と連携した総合した支援   |
| ③地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進    |
| ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備     |
| ⑤障害児相談支援の提供体制の確保             |

また、次世代育成支援行動計画（第4期）との調和を保ちつつ、第6期障害福祉計画と同様にPDCAサイクルに基づく年度ごとの評価や計画の見直しを行います。

### 2 子ども・子育て支援との調和

地域社会への包摂を推進するには、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握に努める必要があるため、障害児支援の対象者となる障害児の数を推計しました。

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害児数（障害児通所支援利用者数）	人	1,410	1,460	1,510
障害児数（手帳所持者数）	人	1,382	1,451	1,524

\*手帳所持者数は、身体手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を合わせた数

\*包摂（インクルージョン）：

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み込み支え合うこと。

### 3 本市における障害児保育、教育等の現状

#### ○障害児保育・教育の状況

##### ■保育所・幼稚園等における支援を要する児童数

年度			平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
保育所・認定 こども園等	箇所数	か所	61	65	95	110	105
	児童数	人	692	594	512	534	557
市立幼稚園	箇所数	か所	12	12	12	12	12
	児童数	人	158	152	161	162	185
要配慮児童数合計		人	850	746	673	696	742

\* 各年度5月1日現在

##### ■小中学校での状況（支援学級数ならびに支援学級在籍数）

年度			平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
市立小学校	学校数	校	32	32	32	32	32
	学級数	組	160	169	184	197	203
	児童数	人	857	919	1,025	1,109	1,177
市立中学校	学校数	校	14	14	14	14	14
	学級数	組	61	68	67	66	63
	生徒数	人	301	325	344	328	316
支援学級在籍者合計		人	1,158	1,244	1,369	1,437	1,493

\* 各年度5月1日現在

##### ■学童保育での状況（支援学級在籍の児童数）

年度		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
児童数	人	169	177	182	198	228

\* 各年度5月1日現在

## 4 成果目標

### (1) 児童発達支援センター

障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて医療の提供を行う「医療型」があります。

#### 【目標値設定の考え方】

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターあけぼの学園（福祉型）と藍野療育園（医療型）を設置しています。

児童発達支援センターは、引き続き民間の通所支援事業所、相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等の他の関係機関等と広く連携することにより、様々な機会を通じ、利用者への直接支援や市内の障害児通所事業者等への機関支援に努めます。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉型児童発達支援センター	か所	1	1	1
医療型児童発達支援センター	か所	1	1	1

### (2) 保育所等訪問支援

保育所などの施設を訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援などを行う事業です。

#### 【目標値設定の考え方】

国の基本指針や大阪府の考え方に基づき、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、身近な地域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

保育所等訪問支援を実施できる事業所は、現在市内に3か所ありますが、包摂（インクルージョン）を推進するため、引き続き保護者や受け入れ先である保育所、認定こども園、幼稚園、学校等にサービス内容の理解を進めるための取組や、担い手である事業所の確保に努めます。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所等訪問支援事業所数	か所	3	4	5

### (3) 医療的ニーズへの対応

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を行います。

#### 【目標値設定の考え方】

市内には、主に重症心身障害児が利用する児童発達支援事業所が4か所（医療型児童発達支援センターを含む）、放課後等デイサービス事業所が4か所ありますが、医療的ケアが必要な重症心身障害児等がより身近な地域で必要な支援を受けられるように、令和5年度（2023年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を新たにそれぞれ1か所確保することに努めます。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 (医療型児童発達支援センターを含む)	か所	4	4	5
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	か所	4	4	5

### (4) 医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等関係機関の協議の場の設置

#### 【目標値設定の考え方】

医療的ケアが必要な児童に対しては、保健、医療、福祉、保育、教育等多くの分野の関係機関が共通の理解に基づき、支援をしていくことが重要であることから、障害者地域自立支援協議会の子ども支援プロジェクトチームを協議の場として位置付けています。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
関係機関の協議の場	か所	1	1	1

## (5) コーディネーターの配置

### 【目標値設定の考え方】

関係機関の協議の場に配置するコーディネーターについては、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、福祉分野から1人、医療関係者から1人の複数配置を目指します。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
コーディネーターの配置	人	1	2	2

## 5 活動指標

### (1) 障害児通所支援

事業名	事業内容
児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び医療の提供を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	医療的ケアが必要な児童等で、通所支援を受けるための外出が困難な児童に対して、居宅を訪問し日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

#### 【見込み量設定の考え方】

平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）までの3か年の利用実績をもとに令和2年度（2020年度）の利用状況の推移を勘案し見込みました。

未就学児へのサービスである児童発達支援、医療型児童発達支援については、対象年齢が限られていることから、利用者数の大きな変化はなく、おおむね現状のまま推移すると見込みました。

就学児へのサービスである放課後等デイサービスについては、支援学級、支援学校等に在籍する児童・生徒の増加に伴い、引き続き利用者の増加を考慮し見込みました。

保育所等訪問支援については、インクルーシブな保育・教育の進展に伴いニーズの高まりを考慮し見込みました。

居宅訪問型児童発達支援については、平成30年度（2018年度）から新たに始まったサービスであり、対象となる児童の状況及び利用実績を踏まえ見込みました。

### 【見込み量確保のための方策】

障害児通所支援サービスの提供体制が充実するように多様な事業者の参入促進を図ります。特に、医療的ケアが必要な重症心身障害児や行動障害の著しい児童を支援する事業所など特別なニーズに対応する事業所の参入を促進し、市内事業所の一層の充実に努めます。

居宅訪問型児童発達支援については、市内にはまだこのサービスを実施できる事業所がないことから、提供体制の確保に努める必要があります。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	人	500	500	500
	人日	2,500	2,500	2,500
医療型児童発達支援	人	90	90	90
	人日	630	630	630
放課後等デイサービス	人	1,280	1,330	1,380
	人日	9,250	10,200	11,200
保育所等訪問支援	人	32	40	48
	回	26	28	30
居宅訪問型児童発達支援	人	5	5	5
	回	5	5	5

\* 数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」

\* 「回」は、「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用回数」

### (2) 障害児相談支援

個々の障害児に対して本人や家族等のニーズに応じたきめ細かな支援を実施するため、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

### 【見込み量設定の考え方】

障害児相談支援については、希望するすべての利用者が対象となるものであり、障害者の計画相談（サービス等利用計画）と比べても利用が進んでいないことから、今後の取組を考慮して見込みました。

## 【見込み量確保のための方策】

希望するすべての利用者にサービス提供ができるよう、相談支援専門員の確保と育成を図ります。また、基幹相談支援センターや児童発達支援センター等を通じ、障害児相談支援を担う事業所へのスキルアップや運営面での支援に努めます。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害児相談支援	人	118	138	158

\* 障害児相談支援は1か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

### （3）発達障害児等に対する支援

本市においては、大阪府が実施したペアレントトレーニング\*インストラクター養成研修を受講した職員等が中心となり、児童発達支援センターあけぼの学園がペアレントトレーニングを実施してきました。また、大阪府のペアレントメンター\*事業によるペアレントメンターを市民や支援者向けの研修会の講師として活用するなど、従来から発達障害児等に対する支援についても取り組んできました。

引き続き、大阪府のペアレントトレーニング、ペアレントメンター等の発達障害児等に対する支援施策と連携しつつ、見通しを持つことができず不安な思いを抱え、孤立してしまいがちな発達障害児の保護者等に寄り添いつつ支援をしていく必要があるため、障害児福祉計画策定のための国の基本指針に基づき、以下の活動指標を設定します。

#### ①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム\*等の支援プログラム等の受講者数

##### 【見込み量設定の考え方】

児童発達支援センターあけぼの学園等において実施する保護者支援プログラムの利用状況や今後のニーズの増加を踏まえ見込みました。

\*ペアレントトレーニング：

保護者や養育者を対象に、関わり方や心理的ストレスの改善、子どもの適切な行動を促進する家族支援のアプローチのひとつ。

\*ペアレントメンター：

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味で、発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしている。

\*ペアレントプログラム：

「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標を掲げ、子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

### 【見込み量確保のための方策】

ペアレントプログラム等は、少人数で実施することがより効果的であることから、市が直接実施することに加え、障害児支援の重要な担い手である通所支援事業所においても、ペアレントプログラム等を実施できる体制を整えるため、事業所への支援に努めます。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	12	18	24

### ②ペアレントメンターの人数

ペアレントメンター事業については、既に大阪府が実施していることから、この事業に登録されているペアレントメンターを活用することとし、本市独自の活動指標としては設定しないこととします。

### ③ピアサポート活動<sup>\*</sup>への参加人数

#### 【見込み量設定の考え方】

児童発達支援センターあけぼの学園が実施する障害のある子どもの保護者向けの研修会（「ふわっと講座」）等において、障害のある子どもの保護者である当事者を講師に招き、体験談等を通じての保護者の学習機会をこれまでから設定してきたことから、子育ての見通しを持つことが困難な保護者に向けた研修会等を、年1回は実施することとし、講師を務めることができる当事者の数を見込みました。

#### 【見込み量確保のための方策】

ピアサポート活動については、保護者にとって身近な存在であるほど、共感も得やすいことから、障害児支援の重要な担い手である障害児通所支援事業所等においても、同様の取組を進めてもらうように働きかけ、必要に応じて企画を共に考えるなど実施する事業所への支援に努めます。

サービス種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ピアサポート活動への参加人数	人/年	2	3	4

<sup>\*</sup>ピアサポート活動：

ピアとは、仲間、同輩、対等者という意味で、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支える活動。

#### (4) 地域生活支援事業（障害児通学支援）

義務教育期等の障害のある児童・生徒が、保護者等が病気やけがで学校への送迎ができなくなった時に、期間を限定して通学支援のためのガイドヘルパーを派遣し、通学支援を行います。

##### 【見込み量設定の考え方】

令和元年度（2019年度）の2学期から開始した事業で、令和2年度（2020年度）については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校が臨時休業となるなどの特殊要因があることから、利用実績は減少しています。

また、緊急時に対応するサービスでもあり、これまでの実績から年間通じての見込量を設定することは困難であるため、制度の周知が進むことによる利用者数の増加を見込みます。

##### 【見込み量確保のための方策】

実施事業所が少ないため、引き続きサービスの周知を進めることで事業の実施を促し、必要となった利用者のニーズに柔軟に対応できる体制の構築を目指します。

サービス等種別		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害児通学支援	人	10	11	12
	時間	600	660	720

\* 上段は月当たりの平均利用者数 下段は年間延べ利用時間数

## 6 次世代育成支援行動計画（第4期）との調和について

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるように地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、障害児福祉計画（第2期）と保育等のニーズ量を定めている「次世代育成支援行動計画（第4期）」との調和を図りつつ推進していく必要があります。

「次世代育成支援行動計画（第4期）」では、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの子育て支援施策のサービス量の見込みを設定しています。

### 茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）より

#### ①年齢別人口の推移

##### ■年齢別人口

		実績値	推計値				
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	人	2,376	2,392	2,373	2,355	2,359	2,366
1歳	人	2,465	2,489	2,448	2,429	2,413	2,418
2歳	人	2,538	2,521	2,493	2,455	2,435	2,419
3歳	人	2,628	2,608	2,523	2,498	2,458	2,439
4歳	人	2,599	2,701	2,625	2,536	2,511	2,469
5歳	人	2,583	2,666	2,709	2,640	2,539	2,520
6歳	人	2,696	2,674	2,687	2,729	2,660	2,561
7歳	人	2,751	2,767	2,674	2,683	2,730	2,657
8歳	人	2,836	2,835	2,779	2,686	2,694	2,745
9歳	人	2,739	2,913	2,835	2,778	2,688	2,693
10歳	人	2,803	2,824	2,919	2,841	2,786	2,695
11歳	人	2,809	2,892	2,832	2,923	2,848	2,793
合計	人	31,823	32,282	31,897	31,553	31,121	30,775

②幼児期の教育・保育施設サービス等の量の見込み

■ 1号認定（3～5歳児が対象、幼稚園の利用希望がある認定区分）

		実績	実施時期					
			令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童人口		人	7,810	7,975	7,857	7,674	7,508	7,428
量 の 見 込 み	1号認定	人	4,115	4,434	4,337	4,241	4,145	4,051
	他市の子ども (受入)	人	821	860	848	814	803	790
	①計	人	4,936	5,294	5,185	5,055	4,948	4,841
確 保 の 内 容	幼稚園 (特定教育・ 保育施設)	人	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)	人	944	1,199	1,211	1,381	1,396	1,396
	確認を受けない 幼稚園	人	3,865	3,550	3,550	3,270	3,270	3,270
	他市通園 (市内の子ども)	人	438	472	462	452	442	432
	②計	人	6,422	6,396	6,398	6,278	6,283	6,273
差(②-①)		人	1,486	1,102	1,213	1,223	1,335	1,432

■ 2号認定（3～5歳児が対象、保育の必要性がある認定区分）

		実績	実施時期					
			令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童人口		人	7,810	7,975	7,857	7,674	7,508	7,428
見込み量の	保育利用希望	人	3,295	3,490	3,698	3,839	3,875	3,920
	①計	人	3,295	3,490	3,698	3,839	3,875	3,920
確保の内容	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)	人	2,152 (2,048)	2,449 (2,273)	2,574 (2,361)	2,702 (2,421)	2,707 (2,481)	2,853 (2,631)
	保育所 (特定教育・ 保育施設)	人	1,099 (1,015)	1,236 (1,148)	1,205 (1,076)	1,178 (1,094)	1,276 (1,184)	1,276 (1,184)
	その他 (待機児童 対策事業)	人	43 (123)	85 (156)	85 (156)	85 (156)	85 (156)	85 (156)
	②計	人	3,294 (3,186)	3,770 (3,577)	3,864 (3,593)	3,965 (3,671)	4,068 (3,821)	4,214 (3,971)
差(②-①)		人	△1 (△109)	280 (87)	166 (△105)	126 (△168)	193 (△54)	294 (51)

\* その他（待機児童対策事業）には、待機児童保育室及び私立幼稚園小規模保育事業卒園児受入推進事業を含みます。（ ）内の数値は、確保の内容については利用定員を、差については利用定員と量の見込みとの差を表しています。

■ 3号認定（0～2歳児が対象、保育の必要性がある認定区分）

0歳児

		実績	実施時期					
			令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童人口		人	2,376	2,392	2,373	2,355	2,359	2,366
見込み量の	必要利用定員 総数	人	484	490	506	520	534	547
	①計	人	484	490	506	520	534	547
確保の内容	保育所 (特定教育・ 保育施設)	人	175 (168)	178 (178)	169 (169)	169 (169)	172 (172)	172 (172)
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)	人	269 (302)	317 (317)	329 (329)	329 (329)	329 (329)	329 (329)
	地域型保育 事業	人	35 (74)	76 (76)	76 (76)	76 (76)	76 (76)	76 (76)
	その他 (待機児童 対策事業)	人	5 (69)	86 (86)	86 (86)	86 (86)	86 (86)	86 (86)
	②計	人	484 (613)	657 (657)	660 (660)	660 (660)	663 (663)	663 (663)
差(②-①)		人	0 (129)	167 (167)	154 (154)	140 (140)	129 (129)	116 (116)

## 1・2歳児

		実績	実施時期					
			令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童人口		人	5,003	5,010	4,941	4,884	4,848	4,837
見込みの量	必要利用定員 総数	人	2,288	2,388	2,447	2,502	2,554	2,604
	①計	人	2,288	2,388	2,447	2,502	2,554	2,604
確保の内容	保育所 (特定教育・ 保育施設)	人	694 (581)	733 (618)	701 (591)	715 (603)	729 (615)	729 (615)
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)	人	1,140 (1,040)	1,220 (1,119)	1,277 (1,169)	1,299 (1,189)	1,332 (1,219)	1,397 (1,279)
	地域型保育 事業	人	330 (310)	352 (324)	352 (324)	352 (324)	352 (324)	352 (324)
	その他 (待機児童 対策事業)	人	102 (218)	143 (283)	143 (283)	147 (293)	147 (293)	147 (293)
	②計	人	2,266 (2,149)	2,448 (2,344)	2,473 (2,367)	2,513 (2,409)	2,560 (2,451)	2,625 (2,511)
差(②-①)		人	△22 (△)139	60 (△44)	26 (△80)	11 (△93)	6 (△103)	21 (△93)

保育利用率(0~2歳児)	38.9%	40.4%	41.7%	42.8%	43.7%
--------------	-------	-------	-------	-------	-------

\* 保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口

### ■地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、つどいの広場）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
①利用者数		人日	130,009	128,606	127,174	126,719	126,731
確保の内容	②受入可能人数	人日	166,140	166,140	166,140	166,140	166,140
	実施か所数	か所	25	25	25	25	25
差(②-①)		人日	36,131	37,534	38,966	39,421	39,409

### ■乳児家庭全戸訪問事業

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
①訪問対象者の見込み数		人	2,392	2,373	2,355	2,359	2,366
②確保の内容		人	2,392	2,373	2,355	2,359	2,366
差(②-①)		人	0	0	0	0	0

### ■養育支援訪問事業

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①訪問対象者の見込み数	人	18	18	18	18	18
②確保の内容	人	18	18	18	18	18
差(②-①)	人	0	0	0	0	0

### ■時間外保育事業(延長保育事業)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①利用者数の見込み	人	2,349	2,396	2,442	2,472	2,502
内容 確保の	②定員	人	5,919	5,919	5,919	5,919
	実施箇所数	か所	76	76	76	76
差(②-①)	人	3,570	3,523	3,477	3,447	3,417

### ■幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①利用者の見込み	人日	135,811	135,105	134,291	133,404	132,525
内容 確保の	②受入可能人数	人日	419,055	419,055	419,055	419,055
	実施箇所数	か所	48	48	48	48
差(②-①)	人日	283,244	283,950	284,764	285,651	286,530

### ■その他の一時預かり(保育所等)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①利用者数	人	16,723	16,605	16,428	16,293	16,262
内容 確保の	②受入可能人数	人	48,303	48,303	48,303	48,303
	実施箇所数	か所	38	38	38	38
差(②-①)	人	31,580	31,698	31,875	32,010	32,041

■放課後児童健全育成事業（学童保育）

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
低学年	内容 確保の	①利用者数の見込み	人	2,627	2,689	2,756	2,868	2,830
		②受入可能人数	人	3,993	3,993	4,083	4,128	4,128
		実施か所数	か所	39	39	39	39	39
	差（②－①）		人	1,366	1,304	1,327	1,260	1,298
高学年	内容 確保の	①利用者数の見込み	人	638	654	691	716	715
		②受入可能人数	人	-	-	-	-	-
		実施か所数	か所	7	7	7	7	7
	差（②－①）		人	△638	△654	△691	△716	△715